

# 平成25年度 第4回 府中市男女共同参画推進懇談会 議事録

I 日 時 平成25年12月6日(金) 午後6時半～午後8時40分

II 場 所 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室

III 出 席

(i) 委 員

諸橋会長、宮浦委員、日笠委員、芝辻委員、小林委員、阿部委員、富田委員、  
谷田部委員

(ii) 事務局

村越市民活動支援課長、岩田市民活動支援課長補佐兼男女共同参画担当副主幹、  
肥後男女共同参画推進係長、清岡主任

IV 欠 席

内海副会長、鈴木委員、矢島委員、三本委員

V 傍聴者

なし

VI 会議内容

1 開会

諸橋会長より挨拶

2 配付資料の確認

- ・資料1 平成25年度第3回府中市男女共同参画推進懇談会議事録
- ・資料2 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告第三者評価(案)前半分
- ・資料3 府中市男女共同参画計画事業別一覧(評価表)集計結果後半分
- ・資料4 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告第三者評価(案)後半分
- ・資料5 第5次男女共同参画計画の体系【配偶者暴力対策基本計画】(案)

3 前回議事録の確認

会長より説明を行い、異議なく承認された。

4 報告事項

事務局から次のとおり報告した。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」  
が平成25年6月26日に成立、同年7月3日交付、平成26年1月3日施行とな

ります。今回の改正により、生活の本拠を共にする交際相手・パートナーからの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。また法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められます。

今回の改正は、配偶者暴力防止法をこれまでの配偶者及び内縁関係のパートナー（それぞれのその後離婚等した場合も含む）というかたちの限られた対象者を一定の条件を満たした交際相手からの暴力にも拡大するもので、その背景には、被害者やその親族等が殺害されるなどの事件が起こるなど交際相手からの暴力も社会問題となっていることがあります。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力は、配偶者からの暴力と同様に表面化しづらく継続的になりやすいことから、そのような被害者を救済するために法律上の支援の根拠を明確化するために改正となりました。

## 5 協議事項について

### (1) 第三者評価について

資料2を参考に事務局より説明を行った。

前回協議した総合評価の判定理由及び改善策についての意見を集約した内容の確認と追加・修正を行った。また、意見をいただいた事業項目を重点項目とし、提言もその重点項目について行った。（別紙1）

引き続き資料3、資料4について事務局より説明し、府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書第三者評価の後半部分についての評価を行い、ABCで判定する総合評価を決定した。総合評価の判定理由及び改善策等の提言については、次回決定することとした。（別紙2）

### (2) 配偶者暴力対策基本計画について

資料5について事務局より説明、次回の推進懇談会の際に意見等を伺うこととした。

## 6 次回の日程確認

- (1) 1月30日（木）午前10時から  
場所は、本庁舎会議室

## 7 閉会